平成２３年（フ）第２３号
北海道野付郡別海町別海新栄町９番地の１
債務者　武藤　尚美（旧姓佐藤・芳賀）
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３４号
北海道標津郡中標津町川西１丁目10番地５
イイヤマハイツ105、住民票上の住所北海道標津郡中標津町川西１丁目10番地５
債務者　稲舩　左織
１　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第９号
岩手県宮古市西町２丁目２番６号
債務者　坂下　敏子
１　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午前10時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第３７８５号
大阪府豊中市上新田３丁目10番10―403号
債務者　山﨑　信一
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５６号
神奈川県高座郡寒川町倉見2314番地５　湘南サニーライフＡ202
債務者　増川　一樹
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５７号
神奈川県高座郡寒川町倉見2314番地５　湘南サニーライフＡ202
債務者　増川沙奈絵
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５１号
神奈川県藤沢市宮原3641番地　藤沢長後スカイハイツ304号
債務者　原田富美子
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５００号
横浜市中区本牧町１丁目210番地１　34号室
債務者　坂本　正人（旧姓濱田）
１　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３９８号
長崎県佐世保市大塔町1916番地13
破産者　有限会社ゆたか
１　決定年月日　平成23年６月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
千葉県柏市手賀の杜５丁目26番地21
破産者　岩松　香織
１　決定年月日　平成23年６月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６８号
千葉県柏市柏３丁目10番20―302号、開始決定時の住所千葉県佐倉市稲荷台１丁目８番地２　アパガーデンプレイス臼井駅前306号
破産者　塔下　俊一
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８号
千葉県白井市桜台２丁目17番５棟105号
破産者　平山　充広
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８６９号
兵庫県たつの市揖保川町大門72、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区枡形６丁目３―60―103
破産者　武内　一弥
１　決定年月日　平成23年６月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４号
茨城県ひたちなか市南神敷台3667番地
破産者　株式会社大内鉄骨工業
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３０号
茨城県水戸市笠原町1628番地の８
破産者　コンフォート有限会社
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１２５号
埼玉県入間市宮前町６番11号
破産者　有限会社キャリー商事
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４１号
千葉県八街市富山1314―2395　佐藤ハイツ203
破産者　亡川上博相続財産
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１１４７３号
住居所不明、最後の住所東京都渋谷区神宮前５丁目23―３
破産者　東　　貴良
１　決定年月日　平成23年６月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部